

広島県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林予定森林の所在場所

府中市上下町矢野字楮原一〇七五二の一、一〇七五二の二、字大谷一一三〇七の一、一三〇七の三、一一三〇七の四、字大仙平一一三五三の三、一一三五六の一、一一三五八の一、一一三七二

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。)